

## 港湾関係研究奨励助成事業 助成要綱

### (趣旨)

近年、財政改革の一環として、港湾を始めとする公共事業全般の改革が進められており、これまでのハード整備に重点を置いた港湾行政の在り方の見直しが求められている。このため、投資の重点化、事業評価制度の充実等を進めるとともに、既存ストックの有効活用を図るため、ターミナルの管理・運営方式の改革、港湾物流情報システムの確立等を始めとするソフト面の対策を、従前にも増して充実させていくことが求められる。

このため、経済学、法律学等の社会科学による港湾に関する研究を奨励し、その成果を今後の港湾行政に適切に反映させることが必要であり、これらの研究を実施する学者、有識者等に対する助成事業を行うこととする。

### (助成対象研究分野)

港湾経営、港湾財政、港湾管理、港湾計画、港湾物流、港湾運送、港湾都市計画、公物管理、保安対策等港湾に関する社会科学による研究であって、港湾の発展及び景観やみなとまちづくりの推進に特に資すると認められるもの。

### (助成対象者)

港湾関係研究奨励助成金（以下「助成金」という。）の申請をすることができる者（以下「助成対象者」という。）は、港湾に関する専門的知識を有すると認められる大学教員その他の有識者及びこれらの有識者からなる団体とする。

### (申請方法)

助成金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、港湾関係研究奨励助成金交付申請書（様式1-①～1-③）（以下「申請書」という。）に記載事項を記入し、必要に応じ、資料を添付の上、申込期限までに、「21世紀みなとづくり推進実行委員会」事務局（以下「事務局」という。）に提出するものとする。

なお、申請者は、本助成金以外の他の助成金の交付を併せて申請しているときは、申請書にその旨を記載するものとする。

### (審査及び通知)

- (1) 事務局は、受理した申請書を、速やかに港湾関係研究奨励助成審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮るものとする。
- (2) 審査委員会は、委員会が定める港湾関係研究奨励助成審査基準に基づき、受理さ

れた申請書を審査するものとし、必要に応じ、ヒアリング等を実施するものとする。

- (3) 助成金交付の適否及び助成金の金額は、審査委員会における議論を踏まえ、委員長が決定するものとする。
- (4) 助成金交付の適否及び助成金額に係る決定の通知（以下「決定通知」という。）は、委員長による決定後、速やかに、事務局が、申請者に対し行うものとする。
- (5) 助成金の交付を受ける有識者（以下「助成有識者」という。）の氏名、所属機関、研究テーマ及びその概要は、事務局において公表するものとする。

#### （研究期間及び助成額）

- (1) 助成にかかる研究期間は、決定通知の受領後、1年間とする。
- (2) 助成金額は、1件につき、原則として100万円以内とする。
- (3) 同一の研究テーマによる助成金の申請は、2回までに限り、行うことができるものとする。
- (4) 事務局は、毎年の助成金の申請の募集に先立ち、助成金の予算額等を公表するものとする。

#### （助成金の交付等）

- (1) 助成有識者は、決定通知の受領後、研究の概要を添付した承諾書（様式-2）を事務局に提出した上、研究に着手するものとする。
- (2) 助成金は、原則として研究着手時に全額を交付するものとする。

#### （研究の成果報告）

- (1) 助成有識者は、研究終了後2月以内に、研究結果を取りまとめるとともに、これにあわせ研究成果報告書（様式-3-①、②）及び助成金に関する決算報告書（様式-4）を、事務局に提出するものとする。決算報告書には、経理関係書類および証拠書類を添付するものとする。
- (2) 事務局は、受理した研究成果報告書を審査委員会に提出し、報告するものとする。
- (3) 事務局は必要に応じ、何時においても、助成有識者に対し、研究に関する報告、公表等を求めることができ、助成有識者はこれに協力するよう努めるものとする。
- (4) 助成有識者が、研究に係る成果を学術誌、雑誌等に公表するときは、本助成金の交付を受けた旨を明記しなければならないものとする。

#### （権利等の帰属）

- (1) 研究の成果は、助成有識者に帰属するものとする。なお、事務局は、公益のため、その成果を公表することができるものとする。
- (2) 研究の成果により生じた特許権等の権利は、原則として、助成有識者に帰属するものとする。また、研究の成果による権利及び義務に係る対応については、助成有識者の責任において行うものとする。

#### **(助成金の使途及び経理)**

- (1) 助成金の使途は、申請に係る研究に直接必要なものに限るものとし、原則として他の目的に使用可能なものを使途としてはならない。
- (2) 審査委員会が助成金に関する決算報告書の内容について、不相当と判断するものがあるとき、又は助成有識者が指定された期限内に研究成果報告書を提出できなかったときは、不相当とされた金額を事務局に返却するものとする。
- (3) 交付された助成金について余剰が生じたときは、助成有識者は、指定された期限内に、その額を事務局に返却するものとする。
- (4) 助成有識者は、助成金について別に経理するとともに、証拠となる書類を保管し、事務局はこれの提出を求めることができるものとする。